

定 款

目 次

第1章	総 則	(第1条～第5条)	A0100-02
第2章	株 式	(第6条～第11条)	- 0 2
第3章	株主総会	(第12条～第18条)	- 0 3
第4章	取締役および取締役会	(第19条～第31条)	- 0 4
第5章	監査等委員会	(第32条～第36条)	- 0 6
第6章	計 算	(第37条～第40条)	- 0 7
	付 則	(第1条～第4条)	- 0 9

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日精樹脂工業株式会社と称し、英文では NISSEI PLASTIC INDUSTRIAL CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂加工機械、ゴム加工機械、金属加工機械などの産業用機械およびこれに関連する部品、装置、システムの製造ならびに販売
2. 金型およびこれに関連する機械、装置、システムの製造ならびに販売
3. 合成樹脂製品の製造ならびに販売
4. 前各号に附帯する事業および関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県埴科郡坂城町に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、54,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(選任および解任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 取締役（監査等委員であるものを除く。）の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 5 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第 30 条 当社は、取締役会の決議により相談役および顧問各若干名を置くことができる。

(社外取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数で行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

(監査等委員会規則)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 38 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、期末配当金という。）を行う。

(中間配当金)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、中間配当金という。）を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 40 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

付則

(定款の変更)

第1条 この定款の変更は、株主総会の決議により行う。

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 第66期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第3条 変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後の定款案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第66期定時株主総会の決議による変更前の定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(施行)

第4条

昭和 32.	5.	25	施行
昭和 50.	9.	26	改正
昭和 52.	4.	18	改正
昭和 59.	12.	10	改正
昭和 62.	12.	18	改正
昭和 63.	12.	19	改正
平成 元.	6.	28	改正
平成 2.	6.	28	改正
平成 3.	6.	27	改正
平成 4.	6.	26	改正
平成 6.	6.	29	改正
平成 11.	6.	29	改正
平成 14.	6.	27	改正
平成 15.	6.	27	改正
平成 16.	6.	29	改正
平成 17.	5.	2	改正
平成 18.	6.	29	改正
平成 21.	6.	26	改正
平成 23.	6.	29	改正
平成 24.	6.	28	改正
令和 4.	6.	24	改正